

ポスト

令和7年12月19日  
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
  - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

📶 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



公認会計士・監査審査会

## 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」の一部改正（案）につきまして、令和7年11月7日（金曜）から令和7年12月8日（月曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、一部改正（案）に関係するものとしては計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

### 1. 改正の概要

一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリングに関し、国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる者についても調査対象とすることを明記する趣旨から、所要の改正を行うものです。

具体的な改正の内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

### 2. 適用日等

改正後の監督指針は、本日から適用します。

（別紙1） [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [📄 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)

#### 問合せ先

- ▶ 電話受付  
受付時間：平日10時00分～17時00分  
電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
- ▶ [ウェブサイト受付](#)

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

#### 所管

監督局資産運用課（内線：3353、2668）

## サイトマップ

金融  
庁に  
ついて

報道・  
広報

政策・  
審議会

法令・  
指針等

金融  
機関  
情報

国際  
関係  
情報

アクセ  
スF S  
A (広  
報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000